

開 議

○蒲生光男議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

○渋谷佐輔議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、1日の本会議において各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第2号、議案第3号、議案第11号にそれぞれ反対1名の討論の通告がなされております。また、請願第1号に賛成2名の討論の通告がなされております。

次に、本日、追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、予算案2件、人事案件1件、諮問3件、議会案1件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の採決終了後に議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、採決を行います。なお、人事案件については、申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに採決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続審査申し出書を発議いただき、採決を行います。

全議案審議終了後、市長から挨拶を受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○蒲生光男議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第13号 字の区域及び名称の変更について外32件

○蒲生光男議長 日程第1、議案第13号 字の区域及び名称の変更についてから、日程第33、議案第12号 平成25年度長井市水道事業会計予算までの33件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

我妻 昇委員長。

(我妻 昇総務常任委員長登壇)

○我妻 昇総務常任委員長 おはようございます。

平成25年第2回市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案5件について、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第13号 字の区域及び名称の変更について申し上げます。

本案は、国土調査法に基づく地籍調査事業実施区域、成田、森、宮各一部の字の区域及び名称の変更を要するため提案されたものであります。

採決の結果、議案第13号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 長井市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、置賜地域地場産業振興センターの一般財団法人への移行に伴い、所要の改正を行うため提案されたものです。

採決の結果、議案第21号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うために提案されたものであります。

採決の結果、議案第22号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市職員互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、山形県市町村職員互助会の法人格取得による一般社団法人への移行に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、議案第23号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、近年の国民健康保険税の課税限度額

の引き上げや税率の引き上げ等により、1世帯当たりの賦課額、限度額が増加していることに鑑み、1期当たりの税負担の軽減を図るべく、国民健康保険税の納期をふやすとともに、1期当たりの負担額の平準化を図るべく、税額の端数処理を改めるなど、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、国保税は市民から重税感があると言われているが、納税状況はどうか。また、10期になることによる収納経費の増加はないものかとの質疑がなされ、税務課長からは、収納状況は25年1月末現在で昨年同期比で2.68ポイント増で、現年度分で前年度対比1.48ポイント増となっている。なお、納期をふやすことで督促状がふえることはあるが、事務的な経費はさほどかからないのではないかと考えているとの答弁がなされたところです。

また、委員からは、口座振替をもっと理解してもらい、切り替えてもらう取り組みが必要ではないかとの質疑がなされ、税務課長からは、市民や職員にも働きかけてはいるが、なかなか進まないのが正直なところであるとの答弁がなされたところです。

採決の結果、議案第25号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました議案審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第13号 字の区域及び名称の変更についてから、日程第5、議案第25号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、

順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第13号 字の区域及び名称の変更についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に日程第2、議案第21号 長井市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第22号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第23号 長井市職員互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第25号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫委員長。

(高橋孝夫文教委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 おはようございます。

平成25年第2回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案1件について、審査しました経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第24号 長井市の国際交流推進に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市における外国語指導に従事する外国人を特別職の職員とする所要の改正を行うため提案されたものです。

審査に際し、管理課長から、近年、国際交流